

看護人材・夜勤人材の確保に向けた看護職の  
多様で柔軟な働き方導入支援セミナー(大阪)



# 「多様で柔軟な働き方」への取り組み ～夜勤・交替制勤務における 2交替・3交替勤務選択制の導入～



令和7年10月27日

広島大学病院  
副病院長・看護部長  
佐藤陽子



# 当院の概要

開設者：国立大学法人 広島大学

病床数：742床（一般病床720床、精神病症20床、感染症病床2床）

診療科数：医科36診療科、歯科13診療科

入院基本料：特定機能病院入院基本料（一般病床）（7対1）

看護職員夜間12対1配置加算 算定

【2024年度】

平均在院日数：10.1日、平均稼働率：84.6%

1日平均入院患者数：628人、1日平均外来患者数：2,138人

手術件数：9,105件、ドクターヘリ出動件数：389件

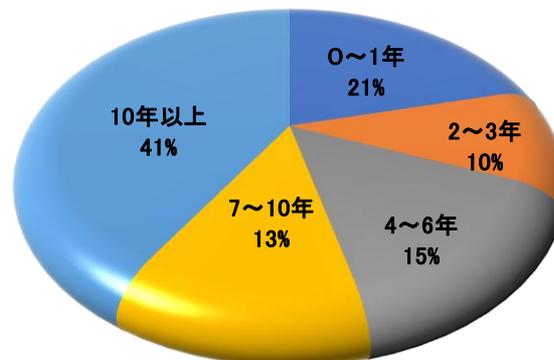
職員数：3,069名（看護職員数943名）2025.4.1現在

## 看護職員の状況 (2025.6.1)

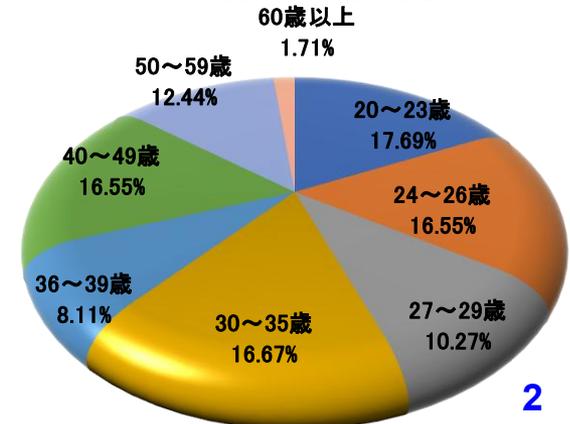
雇用形態	
常勤	926
フルタイム契約	9
パートタイム契約	8

休職者67名

勤務年数（平均10.3年） n=876 （休職者除く）

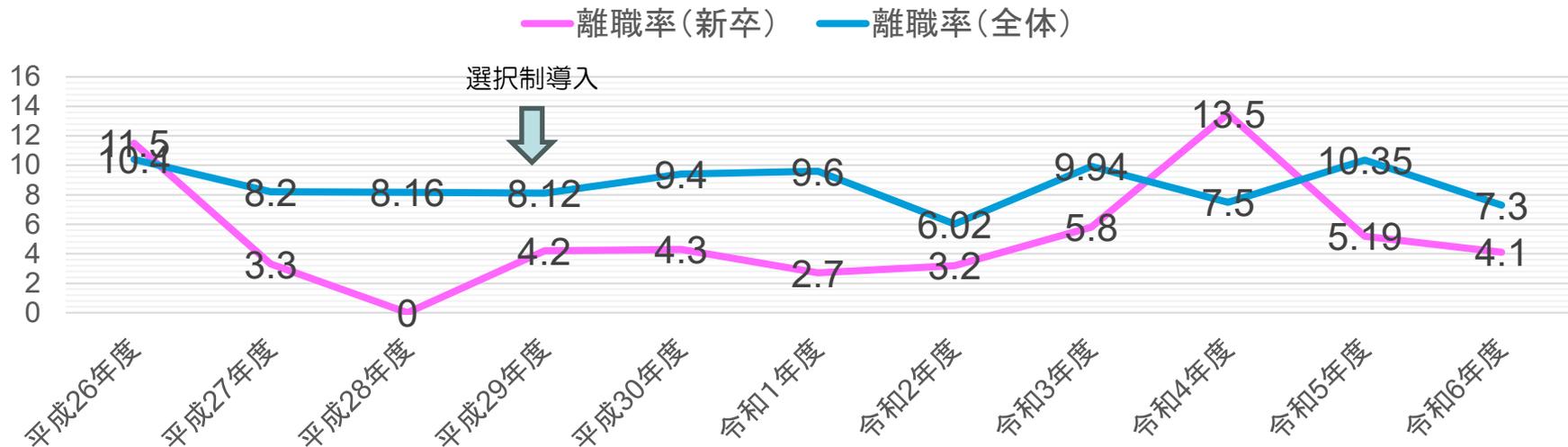


年齢構成（平均34.3歳）

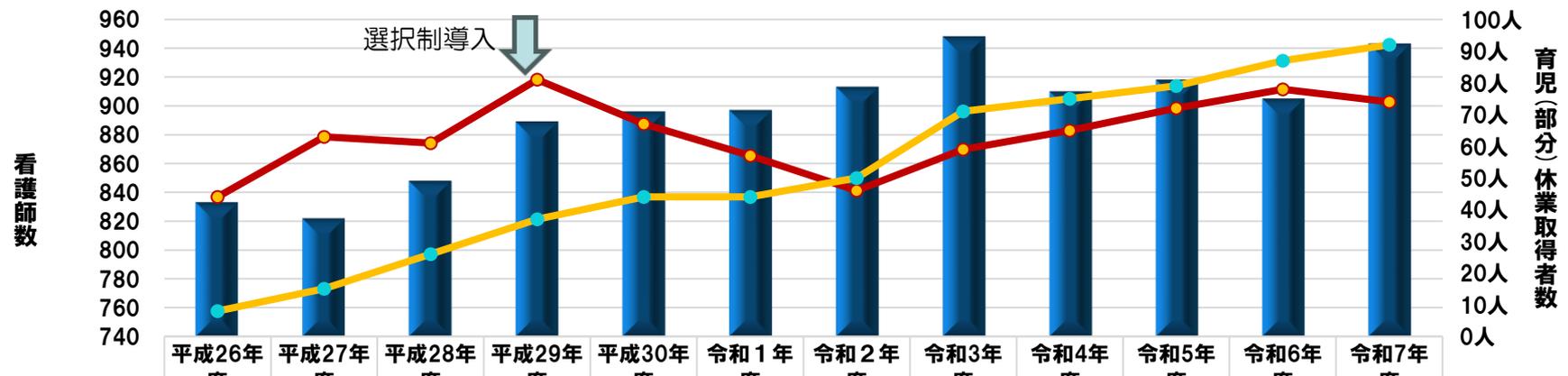




# 離職率・育児部分休業取得者数の推移



## 職員数及び育児部分休業取得者数の推移



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4/1職員数	833	822	848	889	896	897	913	948	910	918	905	943
育児休業取得者	44	63	61	81	67	57	46	59	65	72	78	74
育児部分休業者数	8	15	26	37	44	44	50	71	75	79	87	92

7/1  
110名

# 夜勤形態を選べる働き方の概要

## 導入の経緯

■**背景・課題**：①看護職員からの要望。②夜間の通勤等に伴う安全の保障。③公共交通機関を利用した通勤手段の保証。

■**導入目的**：看護職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な勤務形態の整備

■**検討のプロセス**：平成26年10月：国立大学病院の交替制勤務の状況、当院における2交替勤務に関する職員の要望⇒組合との協議を開始

①平成28年10月「二交替制勤務の施行に係る暫定措置要綱」施行（学長決裁）

平成28年10月～平成29年3月31日まで試行開始

②平成29年1月：2交替制勤務に関するアンケート調査（第1回）実施

③団体交渉1回目（平成29年3月9日）

＜組合要求事項＞長時間労働による疲労⇒休憩時間を増やすか、夜間人員の増員

④団体交渉2回目（平成29年3月17日）休憩時間については拘束時間等、三交替を含め今後検証する。⇒試行期間を6月30日まで3ヶ月延長

⑤団体交渉3回目（平成29年6月16日）

2交替制継続の要望の増加、休憩時間の確保については、肯定的意見の比率増加

⇒7月から暫定措置要綱による2交替制勤務の導入

⑥平成29年7月：2交替制勤務に関するアンケート調査（第2回）実施

■**正式導入の決定**：規則改正による二交替制勤務の導入（平成29年10月～）

# 2交替制試行時の評価（平成29年1月）

## アンケート調査（第1回）

◇期間：平成29年1月5日～17日

◇対象：看護職員：748名

◇交替制勤務実施者：528名のうち2交替制勤務実施者345名（65.3%）

◇2交替制勤務実施者のうち、今後も2交替制を希望する職員：316名（91.6%）

### 【課題】

①「勤務選択を自分の意思で行えているか」の設問：3交替選択者の4%、2交替選択者の1.8%が「いいえ」と回答⇒**申請しやすい職場環境の整備。**

②自由記述回答から

\*「休憩時間に関すること」：休憩時間を長くしてほしい。仮眠時間が欲しい⇒**拘束時間が長くなるため、8割の職員が休憩時間延長は希望しないと回答。1時間の休憩時間を一括取得、分割取得する等工夫し対応。仮眠室の整備。**

\*「勤務形態に関すること」：各看護単位でどちらかに統一してほしい⇒**導入目的を説明し納得を得る。**

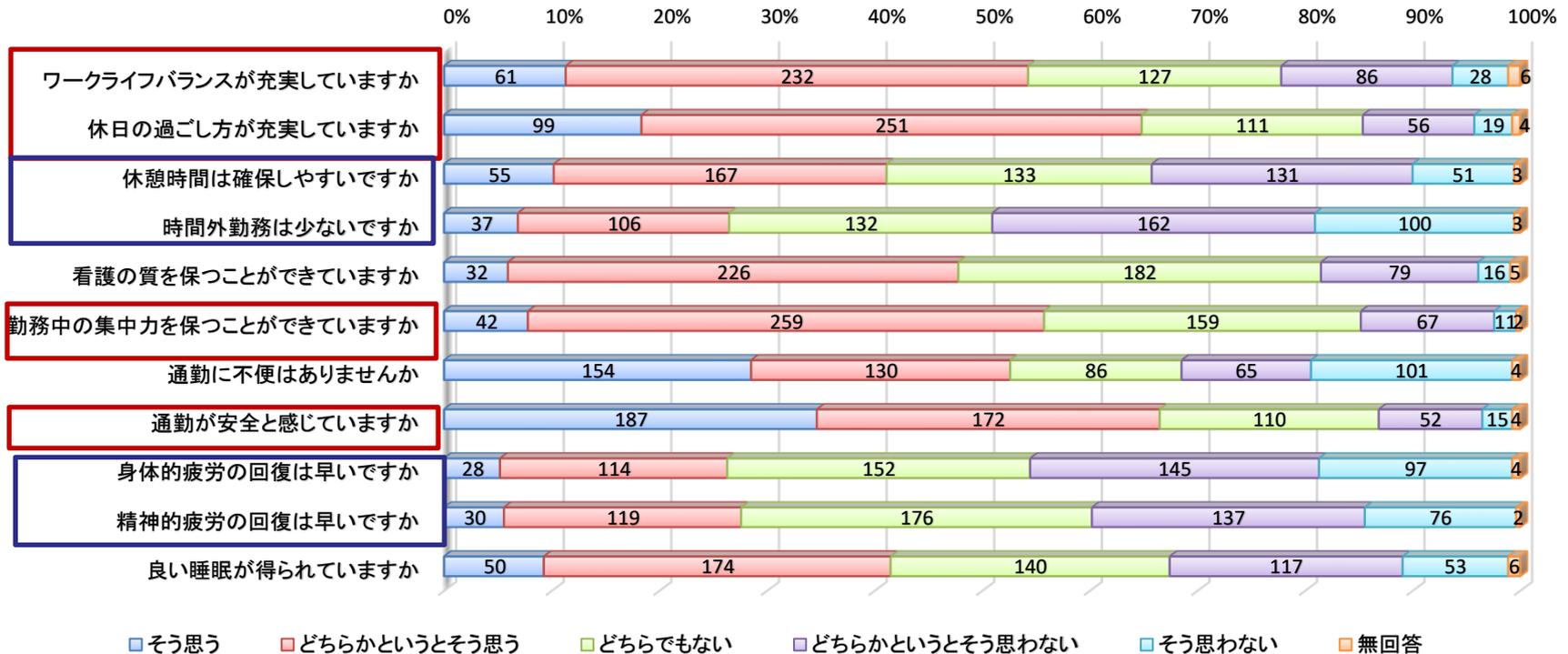
\*「長日勤の身体的負担に関すること」長日勤が辛い、長日勤の仕事が終わらない

\*「業務改善に関すること」：長日勤と夜勤の交代時の業務整理が必要（消灯前業務が多い）⇒**各部署で業務改善を実施。夜間看護補助者へのタスクシフトの推進。時間外勤務時間は、導入前と比較し減少。**

# アンケート調査（第1回）

## 3交替制勤務と比較した2交替制勤務の評価

(人)



- \* 「ワークライフバランスの充実」「休日の過ごし方」「勤務中の集中力の保持」通勤の安全性 ⇒ 3交替より2交替制勤務者の評価が高い
- \* 「時間外勤務」 ⇒ 2交替制勤務者のほうが多いと感じている
- \* 「身体的疲労・精神的疲労の回復」 ⇒ 2交替制勤務者の評価が、若干低い

# 2交替制試行延長後の評価（平成29年7月）

## アンケート調査（第2回）

- ◇期間：平成29年7月13日～20日
- ◇対象：看護職員：794名
- ◇交替制勤務実施者：532名のうち2交替制勤務実施者422名（79.3%）
- ◇2交替制勤務実施者のうち、今後も2交替制を希望する職員：316名（94.6%）
- ◇仮眠室の利用希望：72%が希望しない、休憩室のソファで休むため
- ◇「ワークライフバランスの充実」「休日の過ごし方」「精神的疲労の回復」「身体的疲労の回復」⇒3交替制より2交替制勤務者の評価が高い
- ◇「休憩時間の確保」「時間外勤務は少ないか」⇒2交替制勤務者の評価が低い



- ◇長日勤時の休憩時間の確保については、業務改善等モニタリングを継続
- ◇時間外勤務時間の削減については、夜間看護補助者の導入等、業務改善を推進

平成29年10月より2交替制・3交替制勤務の選択制を導入



# 夜勤形態を選べる働き方の概要（平成28年10月）

## 対象者

◇病院看護部に勤務する看護職員のうち、2交替制勤務を申し出た者で、所属する看護単位の業務の特殊性等を勘案して、看護部長が2交替制勤務を認めた者

## 内容

◇2交替制勤務を希望する（取り下げる）看護職員は、2交替勤務を希望する（取り下げる）月の前月の初日までに所属する看護単位の看護師長に申し出る（意向届）。  
◇申出は1月を単位として行う。

勤務形態	労働時間	休憩時間
日勤	8時30分～ 17時15分	12時～ 13時
長日勤	8時30分～ 20時45分	12時～ 13時
夜勤	20時～ 翌日9時	4時15分～ 5時15分

年 月 日

交替制勤務に関する意向届

所 属	
氏 名 (自署)	
開 始 年 月 日	年 月 日
どちらを希望されますか (○をつけてください)	3交替                      2交替

# 導入にあたっての取り組み

## 勤務表作成基準

- ◇土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）を週休として、年度ごとに週休計算をする
  - ◇連続勤務日数は基本5日以内とする
  - ◇深夜勤務前、準夜勤務明けを休日とする
  - ◇勤務時間は、11時間以上開ける
  - ◇土曜日・日曜日、祝祭日、年末年始での2連休を原則一人当たり月1回以上割振る
  - ◇休み希望があった場合は「週休」「年休」「特別休暇」の取得意向を確認する
  - ◇夜勤の連続回数は、2連続（2回）までとする 「準準×、×深深、×深準×」
  - ◇2交替、3交替勤務は、勤務者の意向に沿って作成する
  - ◇「長日勤」と「夜勤」の回数は同数とする。やむを得ない場合は、翌月で調整する
  - ◇深夜、準夜の回数は、特別な理由がない限り偏りがないように作成する
  - ◇一般病棟は、夜勤人数は3人以上とする
  - ◇契約雇用の職員は、労働条件通知書に定められた条件に応じた勤務割振りを行う
- 例：「一週間当たり35時間」の条件の場合  
一週間（土曜～金曜）で7時間×5日の割振りを行う  
祝祭日・年末年始は当月中に週休として割振る

<参考> **夜勤時間数**：夜勤時間は、平均して72時間以内とする  
広島大学病院の夜勤時間帯は、16：30～翌日8：30とする

# 質担保のために実施した取り組み等

## □ 就業規則における勤務記号の追加（勤務時間の選択肢増加）

⇒早出、遅出の勤務記号を増やし、夜勤者の負担軽減を図る  
夜勤が実施できない職員の選択肢（日1、日8等）を増やす

## □ フロア・ブロック間における（夜間）リリーフ体制の整備

⇒フロア間でのリリーフ体制（1フロア2病棟で編成）  
ブロック間でのリリーフ体制を整備（一般病棟を2ブロック、  
クリティカル部門1ブロック、外来部門1ブロックの計4ブロック）

## □ 夜勤者の確保のため、外来看護要員を病棟へ配置

⇒他部署勤務配置要員の業務管理に関する申し合わせの作成

## □ 看護の質データ、時間外勤務等についてモニタリング

⇒看護部委員会や看護部管理室において、データを把握し、各部署の看護の質データについて分析し、業務改善に活用



# 勤務表例



(2025.9月実績) 師長1名、スタッフ23名 (内2名は外来要員)

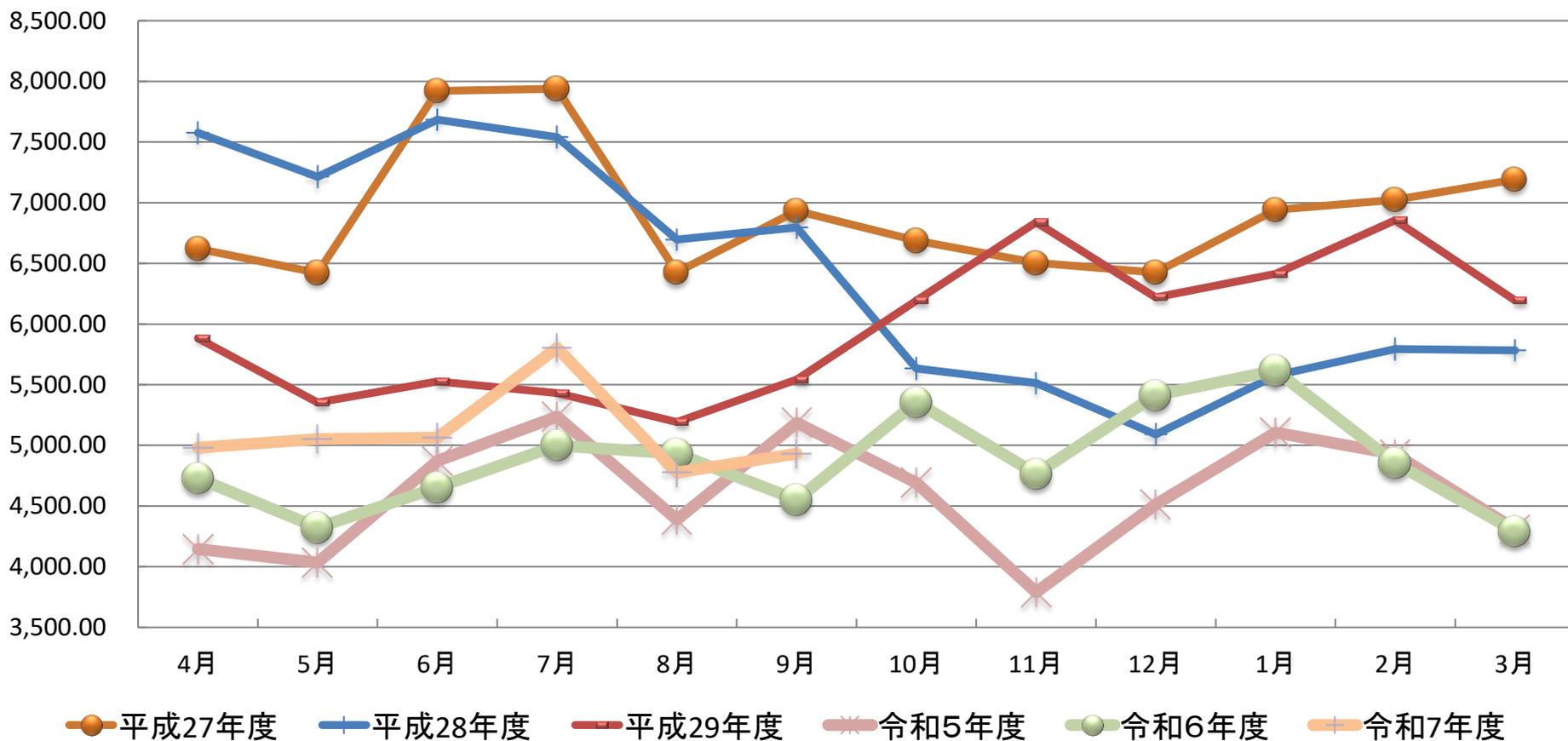
3交替4名、3名部分育児休業取得

	月																														個人日						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	深夜	準夜	2夜	2明	長日	日勤	週
1 看護師	日	日	日	日	×	×	日	日	日	日	×	×	×	日	日	日	日	×	×	日	日	日	日	×	×	×	×	×	日	日	0	0	0	0	0	0	20
2 看護師	夜	→	×	×	日	長	夜	→	×	年	×	日	日	長	夜	→	×	年	長	夜	→	×	×	長	×	×	長	夜	→	×	0	0	5	5	5	3	
3 看護師	×	長	夜	→	×	×	長	夜	→	×	日	×	日	年	×	日	×	日	長	×	長	夜	→	×	日	夜	→	×	長	夜	0	0	5	4	5	5	
4 看護師	×	×	長	夜	→	×	×	×	日	長	夜	→	×	長	×	夜	→	×	日	長	夜	→	×	日	夜	→	×	日	日	長	0	0	5	5	5	5	
5 看護師	×	日	日	長	夜	→	×	日	長	夜	→	×	年	×	日	×	日	長	夜	→	×	年	年	年	年	×	×	×	×	日	0	0	3	3	3	6	
6 看護師	×	日	日	日	日	準	×	×	日	日	×	×	準	×	×	日	日	日	日	準	×	日	×	日	日	日	準	×	日	日	0	4	0	0	0	16	
7 看護師	日	日	日	日	日	×	深	日	×	日	日	日	×	深	準	×	日	日	×	×	深	日	×	深	準	×	×	×	日	日	4	2	0	0	0	14	
8 看護師	長	夜	→	×	×	×	年	年	年	×	×	長	夜	→	×	×	長	夜	→	×	長	×	夜	→	×	×	長	夜	→	×	0	0	5	5	5	0	
9 看護師	日	日	日	日	日	×	×	日	日	日	日	×	×	×	日	日	日	日	×	×	日	日	日	×	×	日	日	×	×	日	日	0	0	0	0	0	20
10 看護師	→	×	長	夜	→	×	×	日	×	長	夜	→	×	×	×	日	長	夜	→	×	長	夜	→	×	日	長	×	夜	→	×	0	0	5	6	5	3	
11 看護師	日	日	×	日	日	×	×	日	日	日	日	×	×	日	日	日	日	日	日	×	×	日	準	×	日	日	×	深	準	×	1	2	0	0	0	17	
12 看護師	→	×	夜	→	×	日	×	日	×	長	夜	→	×	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	日	準	×	長	夜	→	×	長	0	0	5	6	5	4	
13 看護師	病	病	病	病	病	×	×	病	病	日	日	日	×	×	×	日	日	日	日	×	×	日	長	夜	→	×	×	×	日	日	0	0	1	1	1	10	
14 看護師	日	長	夜	→	×	×	×	日	日	日	日	×	×	×	日	長	夜	→	×	×	年	年	年	年	年	年	×	×	日	日	0	0	2	2	2	9	
15 看護師	日	長	×	長	夜	→	×	日	夜	→	×	長	夜	→	×	×	年	年	年	×	×	×	長	夜	→	×	日	長	×	夜	0	0	5	4	5	3	
16 看護師	日	日	×	日	日	×	×	日	日	日	日	×	年	×	深	日	日	日	日	×	×	日	×	日	×	深	年	年	×	深	3	0	0	0	0	14	
17 看護師	長	夜	→	×	長	×	夜	→	×	長	夜	→	×	×	長	夜	→	×	日	×	日	長	夜	→	×	×	年	年	年	×	0	0	5	5	5	2	
18 看護師	→	×	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	×	結	結	結	結	結	×	×	×	長	夜	→	×	長	夜	0	0	5	5	5	0	
19 看護師	夜	→	×	日	長	夜	→	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	×	×	長	夜	→	×	日	長	×	長	夜	→	×	×	0	0	6	6	6	2	
20 看護師	×	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	出	出	×	長	夜	→	×	日	日	×	×	日	0	0	5	5	5	5	
21 看護師	年	×	日	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	日	×	×	日	日	×	長	夜	→	×	0	0	5	5	5	4
22 看護師	夜	→	×	×	日	長	夜	→	×	日	長	夜	→	×	×	長	夜	→	×	日	×	日	日	×	×	日	長	夜	→	×	0	0	5	5	4	6	
23 看護師	×	×	日	日	×	日	長	夜	→	×	×	日	夜	→	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	長	夜	→	×	×	長	夜	0	0	5	5	5	5	
24 看護師	長	夜	→	×	×	日	長	夜	→	×	日	長	×	日	×	長	夜	→	×	日	夜	→	×	長	夜	→	×	×	日	×	0	0	5	5	5	5	
25 看護師	P	P	P	年	年	×	×	年	年	年	P	P	×	×	×	P	P	P	P	×	×	P	×	P	P	P	×	×	P	P	0	0	0	0	0	15	
深夜	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	8	0	0	0	0	100	
2明	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	2	3	3	3	3	3	2	3	3	2	3	2	3	2	3							
準夜	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0							
2夜	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	2	3	3	3	3	3	2	3	3	2	3	2	3	2	3	2							

# 勤務計画表の記号

記号	始業時間	就業時間	引継開始時間	引継ぎ終了時間	計上時間	
					日勤時間	夜勤時間
日	8:30	17:15	16:30	17:15	8	0
日無	8:30	17:15			8	0.75
準	16:00	0:45	0:15	0:45	0.5	7.75
深	0:15	9:00	8:30	9:00	0	8.25
長日	8:30	20:45	20:15	20:45	8	3.75
長1	7:30	19:45	2交替導入時に新たに設定		8	4.25
長2	8:00	20:15			8	4.25
夜	20:00	9:00			8:30	9:00
日1	7:30	16:15			7.75	1
日2	8:00	16:45	働き方や夜勤業務負担軽減のために設定		8	0.75
日3	8:15	17:00			8	0.75
日5	9:00	17:45			7.5	1.25
日6	10:00	18:45			6.5	2.25
日7	10:15	19:00			6.25	2.5
日8	12:00	20:45	日8：長日勤不在時に夜勤との繋ぎで設定		4.5	4.25
日9	11:00	19:45			5.5	3.25

# 年度別・月別平均超過勤務時間



## 令和7年度実績

4月：5.91時間/月/人

5月：5.79時間/月/人

6月：5.78時間/月/人

7月：6.68時間/月/人

8月：5.69時間/月/人

9月：5.96時間/月/人

# 導入前後の変化・成果

## ◆ 2交替勤務者の増加（22部署のうち10部署が混合勤務）

⇒平成28年度：約65%、平成30年度：約80%、令和7年度：約90%  
が2交替制を選択。家庭環境の変化にも対応（月単位で2交替⇔3交  
替に変更し、準夜や深夜のみ、長日勤+夜勤1セットのみ実施 等）

## ◆ 新規採用者の確保

⇒病院説明会等を実施した際、2交替制と3交替制を選択できる病院だ  
から入職を希望する学生がいる

## ◆ 夜勤実施者の確保

⇒育児休業からの復職者であっても、週末のみ準夜・深夜を実施するこ  
とも可能であり、病棟への復職を希望する職員が増加。夜勤業務の慣  
らしとしても活用可能

## ◆ 勤務開始時間の選択肢を増やし夜勤業務の負担軽減

⇒夜勤ができない職員においても、早出・遅出等を実施することにより  
心理的負担が減少 等

# 今後の課題

## ◆ 夜勤要員の確保

⇒部分育児休業取得者の増加等により、フルに夜勤を実施できる職員が減少している（育児休業からの復職者の夜勤実施回数等のルールは設けておらず、無理のない範囲での実施を依頼している）。

## ◆ 夜勤回数の適正化

⇒当院は、4月一括採用で中途採用（産休代替含）は実施していない。産休等で職員が減少する中、限られた夜勤要員で、平均72時間のルールで運用しているが、回数に偏りがある。新人が夜勤一人立ちするまでは、2交替を6回以上実施する職員が2割程度いる状況（9月実績：2交替6回10.6%）

\*3交替：8回/月以内、2交替：5回/月以内を目標に勤務割振を作成

## ◆ 夜勤手当の増額、夜勤回数超過手当の支給、夜勤専従の配置

⇒現在、夜勤手当は2交替：7,900円、準夜：3,500円、深夜：4,400円である。夜勤手当の増額、夜勤回数超過手当や夜勤専従の配置については、近隣の状況も踏まえ検討したい。

例：2交替5回以上：2,000円/回支給 等

# 参考資料（就業規則等）

## 深夜労働の制限

対象者	小学校就学の始期に達するまでのこの養育を行う職員（深夜において当該子を保育することのできる満16歳以上の同居の家族がいる者を除く）
概要	小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う職員が、当該子の養育を行うために請求したときは、深夜労働を命じない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りではない。
利用できる期間	子が <b>小学校に就学</b> するまで

6月実績	令和6年度	令和7年度
交替制勤務部署への総配置数	720	743
総配置数における夜勤実施者数	619	655
夜勤未実施者 (育児部分休業取得者)	101 (14%) (49)	88 (11.8%) (41)
(育児部分休業取得者のうち夜勤未実施者数)	(27)	(12)

	令和6年度	令和7年度
55歳以上の職員	72	63
交替制勤務部署への配置数（看護師長除く）	30	25



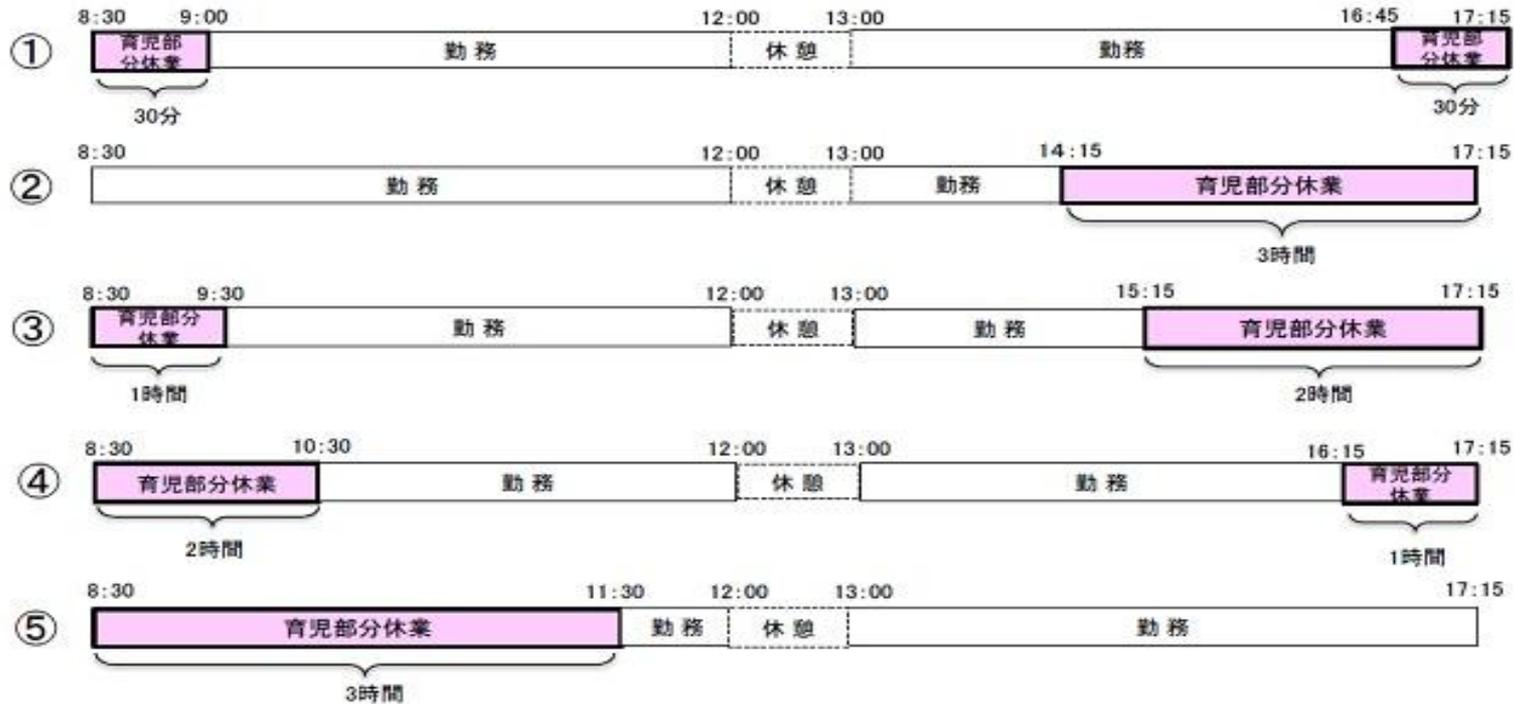
## 育児休業制度

定義	職員が子(※)を養育するために取得できる休業です。(※)子の範囲は、規則第3条第1項第1号～第7号に定めるとおりであり、職員と法律上の親子関係がある「子」であれば、実子、養子を問いません。また、子の父親、母親いずれでも育児休業を取得することができます。
利用できる職員	職種を問いませんが、雇用形態による制限があります。
利用できる期間	子の3歳の誕生日の前日まで

## 育児部分休業制度

定義	職員が子を養育するために、所定労働時間の始め又は終わり(※1)において、1日を通じて3時間を超えない範囲内(※2)で、15分単位で取得できる休業です。 (※1)職員の託児の態様及び通勤の状況などから、子の養育に必要とされる時間について認められます。 (※2)育児部分休業をする日に保育休暇を取得しているときは、3時間からその保育休暇の時間を引いた時間が、育児部分休業の時間となります。全日勤務との組み合わせでの利用、保育休暇や年次有給休暇と組み合わせでの利用が可能です。詳しくは「育児部分休業の利用パターン」をご覧ください。
利用できる職員	職種を問いませんが、1日の所定労働時間が6時間を超える職員に限られます。
利用できる期間	子の9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで

# 育児部分休業制度利用パターン



(例) 月・水・金は全日勤務, 水・木は育児部分休業を利用する場合

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
○	▲	○	▲	○			○	▲	○	▲	○			○	▲	○	▲	○
全日勤務	育児部分	全日勤務	育児部分	全日勤務			全日勤務	育児部分	全日勤務	育児部分	全日勤務			全日勤務	育児部分	全日勤務	育児部分	全日勤務

【凡例】 ○：全日勤務日 ▲：育児部分休業日

ご清聴ありがとうございました。

